

第4次美郷町行政改革大綱

平成29年1月



宮崎県 美郷町

目 次

1	これまでの行政改革の取り組み	1
2	第4次行政改革大綱の策定の必要性	1
3	財政状況の推移	2
4	行政改革大綱の位置づけ	5
5	計画期間	6
6	推進体制	6
7	行政改革の基本方針	6
8	改革の柱	7
9	行政改革の推進事項	7
10	具体的な推進施策	10
(1)	町民参画と協働の推進	10
(2)	効率的で質の高い行政運営の推進	11
(3)	健全な行財政運営の推進	14
参考資料		23
(資料1) 美郷町行政改革推進本部設置要綱		
(資料2) 美郷町行政改革推進本部会議名簿		
(資料3) 美郷町行政改革推進委員会設置条例		
(資料4) 美郷町行政改革推進委員会設置条例施行規則		
(資料5) 美郷町行政改革推進委員会名簿		

1 これまでの行政改革の取り組み

本町は、平成18年10月に「美郷町行政改革大綱」を策定し、限られた行政資源を有効に活用した、新しいまちづくりのシステム構築を図ってきました。

当初の大綱は、平成18年度から平成22年度までの5か年計画として策定したもので、財政運営の健全化における重点事項として8項目を設定し、合併後の新しい町における一体感の醸成や財政基盤の確立に向けた指針を示すとともに、その数値目標を明らかにした「集中改革プラン」も同時に策定しました。

その後、第2次（平成23年度～平成25年度）から第3次（平成26年度～平成28年度）にかけては、事務事業や補助金の見直し、指定管理者制度の導入、定員管理の適正化など多岐にわたり、美郷町の基盤づくりと、厳しさを増す財政状況に対応してきました。

2 第4次行政改革大綱の策定の必要性

これまでの行政改革の取り組みで、一定の成果を上げることができましたが、地方分権や少子高齢化の一層の進展及び住民ニーズの多様化など、本町を取り巻く情勢はかつてないほど厳しさを増してきています。

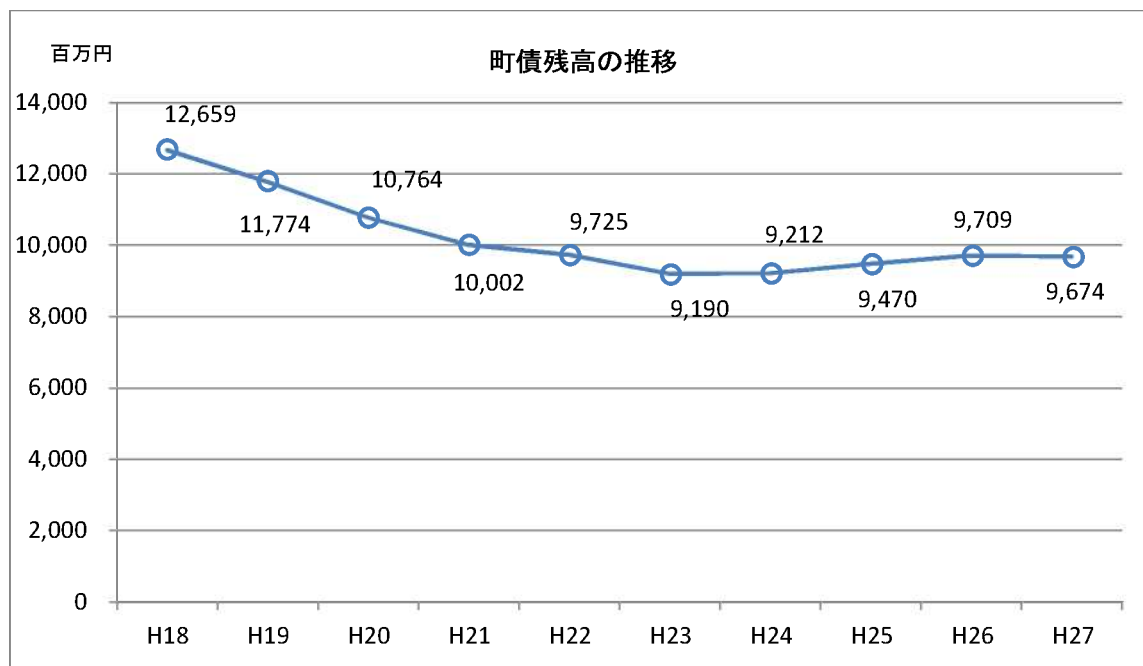
一方、公債費の大幅な縮減や各種基金の積み増し等により、財政の健全度をはかる各種財政指標も改善されるなど一定の成果を挙げてきました。

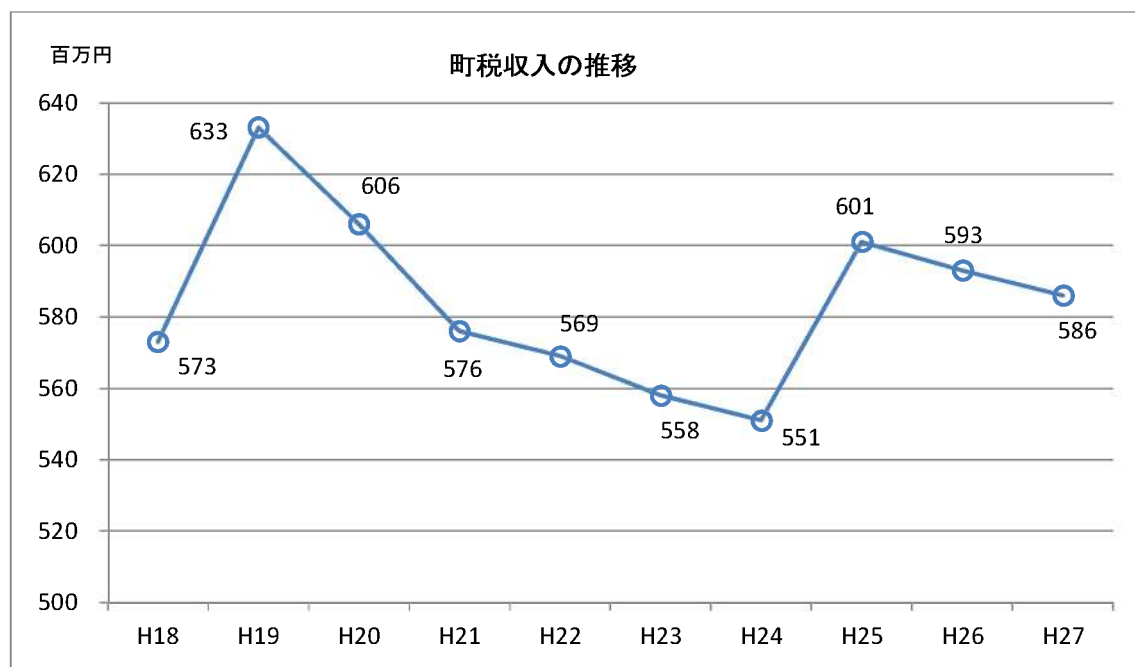
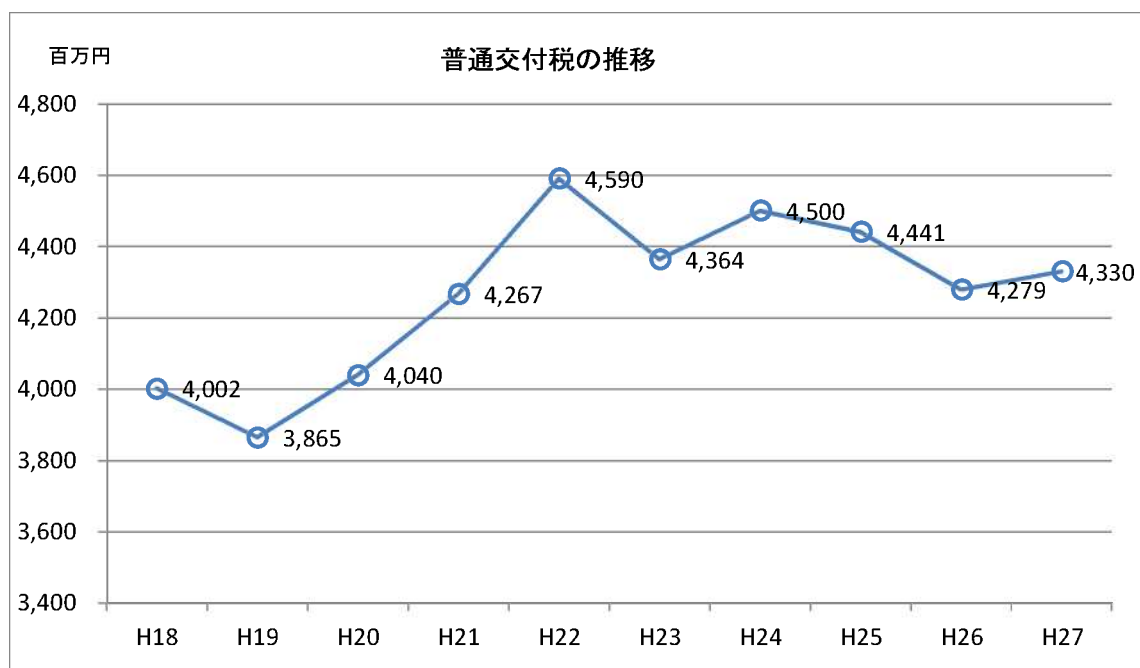
しかしながら、これらの成果は国の施策による影響も大きく、持続可能な財政基盤が形成されているとは決して言い難い状況です。

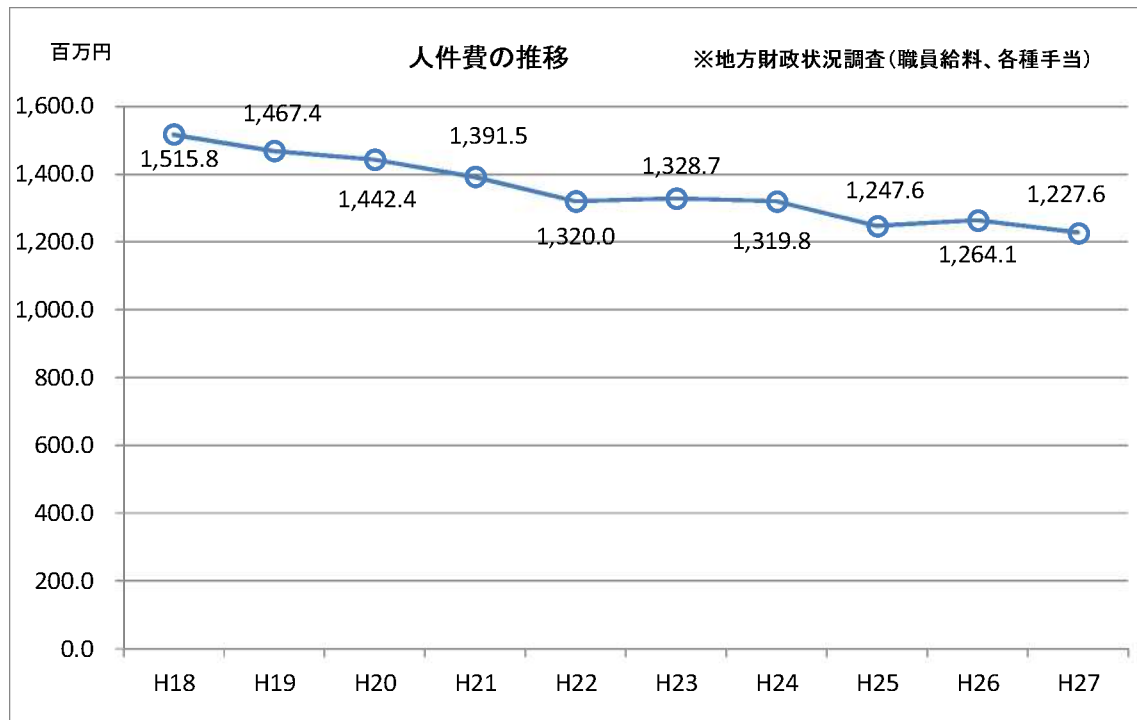
さらに、地方交付税の合併算定替が終了し、平成33年度からは完全に一本算定される他、長期にわたる景気低迷による税収の伸び悩み、少子高齢化の進展に伴う扶助費などの社会保障費の増加など早急に対応しなければならない課題が山積しており、安定した行財政運営ができる体制の確立は喫緊の課題となっています。

この様な状況の中、第4次美郷町行政改革大綱を策定することにより、限られた財源を有効に活用し、社会経済情勢に柔軟且つ弾力的に対応できる基盤づくりを進め、「豊かで活力のある安全・安心な郷づくり」の実現を目指し、住民と行政が一体となって行政改革に取り組むものとします。

3 財政状況の推移





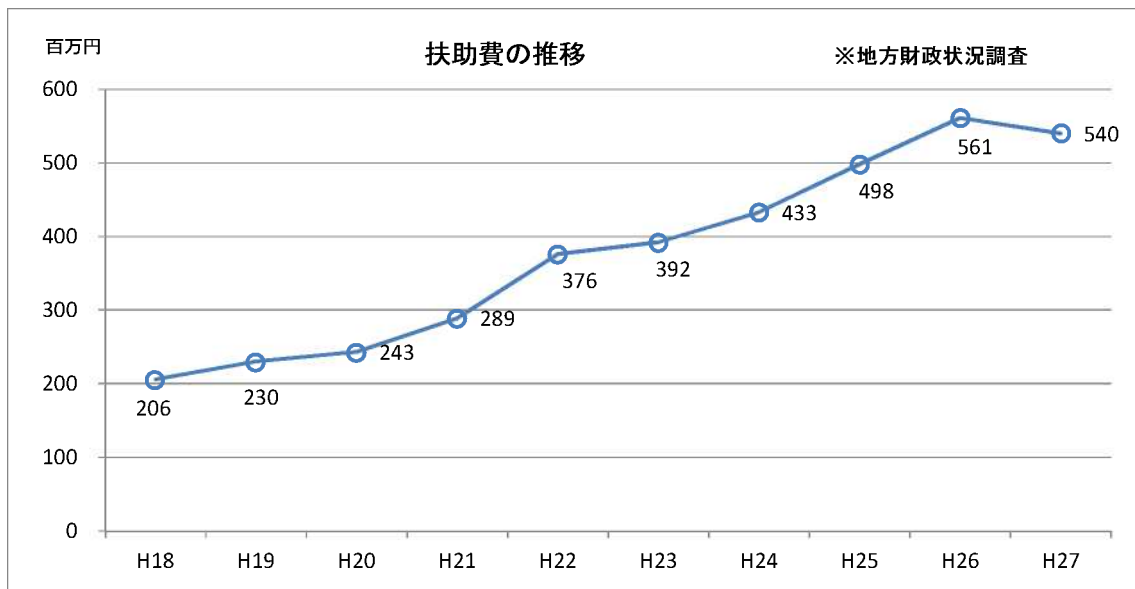


【人件費の推移】

※職員給料、各種手当

(単位:百万円)

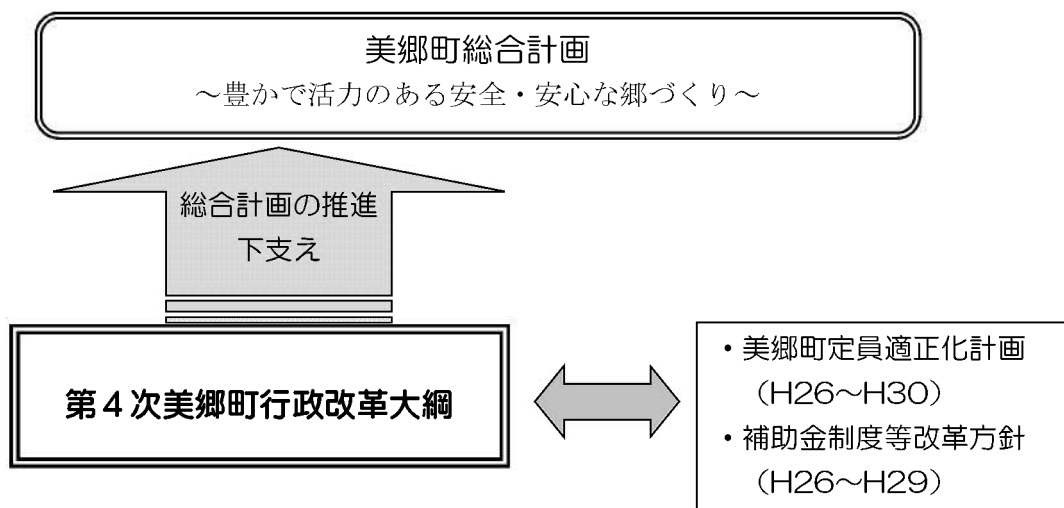
年度	計	一般会計	国保	診療所	後期高齢	老人保健	介護保険	病院
H18	1,515.8	1,161.2	6.7	129.6			10.7	207.6
H19	1,467.4	1,076.5	6.5	155.4			11.1	217.9
H20	1,442.4	1,037.9	6.4	161.0	5.0	0.7	6.3	225.1
H21	1,391.5	982.7	4.1	153.2	5.0	0.7	6.4	239.4
H22	1,320.0	899.9	4.2	148.9	4.2	0.7	12.1	250.0
H23	1,328.7	891.8	3.8	162.4	4.5		11.8	254.4
H24	1,319.8	871.5	5.8	161.6	3.0		6.8	271.1
H25	1,247.6	831.7	7.1	146.1	3.1		6.8	252.8
H26	1,264.1	842.7	6.0	151.6	2.3		6.7	254.8
H27	1,227.6	813.6	6.3	148.1	3.5		6.8	249.3



※扶助費：社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。本町での主なものとしては、障がい福祉サービス費、老人ホーム入所措置費、保育所委託料、児童手当、障がい者・乳幼児医療費助成などがある。

4 行政改革大綱の位置づけ

本大綱は、本町の組織と運営全般にわたる包括的な改革の基軸と基本的な考え方をまとめたものであり、町の最上位計画である美郷町総合計画の推進を下支えする役割を持つものとして位置付けます。



5 計画期間

本計画における推進期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とします。

6 推進体制

行政改革の推進にあたっては、職員一人ひとりが明確な目的意識を持って改革に取り組むとともに、町民の理解と協力が不可欠です。また、改革の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。

そこで、可能な限り年度指標において数値目標を設定します。

改革の進行管理や達成度の検証にあたっては、下記の組織を中心に毎年度の進捗状況を把握するなど、PDCAサイクルを構築し検証を行います。

※PDCA：Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検/評価）・Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、チェックを行う事業を継続的に改善すること。

（1）行政改革推進委員会

美郷町行政改革大綱の策定に係る町長の諮問機関として、美郷町行政改革推進委員会を設置します。

（2）行政改革推進本部

町長を本部長とし、副町長、教育長、管理職員で構成する行政改革推進本部を置きます。

7 行政改革の基本方針

（1）事務・事業の徹底した検証

当初の目的を達成した事業や、更なる効率化の余地ある事務について、原点から見直しを進めます。

（2）効率的な執行体制の確立

新たな行政課題や多様な住民ニーズに対応するため、住民に分かりやすい効率的な組織を目指します。

（3）健全な財政の確立

住民生活の安定を図る事業を優先するため、歳出の削減だけでなく歳入の確保につ

いて、積極的に取り組みます。

(4) 町民との連携

町民の理解と協力を得るためのまちづくりを推進します。

8 改革の柱

[改革の柱 1] 町民参画と協働の推進

- ・積極的な行政情報の公開
- ・広聴広報活動の拡充
- ・各種審議会等の見直し

[改革の柱 2] 効率的で質の高い行政運営の推進

- ・組織の簡素、効率化
- ・定員管理及び給与の適正化
- ・職員の能力と資質の向上
- ・質の高いサービスの提供
- ・指定管理者制度活用、民間委託等の推進

[改革の柱 3] 健全な行財政運営の推進

- ・事務事業の見直し
- ・自主財源の確保
- ・公有財産の有効活用
- ・経費の削減とコスト意識の徹底
- ・補助金等の整理合理化
- ・公営企業等の健全経営

9 行政改革の推進事項

(1) 定員管理と給与の適正化

定員管理計画に基づき適正な職員数の管理に努め、事務事業の見直し、非常勤職員等の活用、組織機構の見直しなどにより、定員管理の適正化を図ります。

今後は、年齢構成や性別を考慮した計画的な採用により、職員構成の平準化を図ります。

（２） 効率的な組織体制の確立

町民ニーズや新たな行政課題に対応するため、業務の内容や量に応じて常に組織を見直すだけでなく、複数の部門に関連する行政課題に対しても、迅速に対応できる効率的な組織体制の確立を図ります。

組織の見直しにあたっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、組織が有効に機能するよう常に検証を進めていくこととします。

また、利用者の立場に立った窓口手続きの簡素・効率化や総合窓口の設置等により住民サービスの向上を図ります。

（３） 公有財産の有効活用

公有財産台帳を整備し、公有財産の一元的な管理を行います。また、未利用の町有地については売却や貸付を行う一方、借地の解消や契約単価の見直しを行い、収入の確保やコスト削減を図るなど、公有財産の有効活用について検討します。

（４） 公共施設の管理運営の見直し

事業のあり方を根本的に見直し、住民サービスの向上とコスト削減を図るため、指定管理者制度の活用や民間委託を積極的に進めます。

（５） 公共施設の統廃合

町内の公共施設の整理統合について検討します。

（６） 公営企業・第三セクターの経営健全化

限られた財源を有効に活用するため、徹底した事務事業の見直しを行い、経営基盤の強化に努めます。

第三セクターについては、その存在意義から検討することとし、抜本的改革を図ります。

（７） 自主財源の確保

住民が納得できる制度を維持するためにも、公正な制度は公正に執行される必要があります。このため町税、使用料及び貸付金などについては滞納解消や収納率の向上を図るための検討を行います。

また、各種使用料や手数料についての見直しなど、あらゆる角度から財源の確保に努めます。

（８） 職員の意識改革と人材育成

職員定数の適正化によるスリムな組織が求められている中で、人材育成の重要性は

益々高まってきています。住民本位の意識やコスト意識の醸成とともに、職員一人ひとりの企画・立案能力や組織マネジメント能力の向上につながる研修会を開催するなど、住民にとって役立つ人材の育成に努めます。

また、平成２８年度から本格運用を始めた人事評価制度については、評価のバラつきを最小限にするため、評価内容を検証するとともに、評価者研修の充実を図り、計画的な能力開発や人材育成への活用を進めます。

（９） 住民との情報共有と協働体制の確立

住民の町政への関心と住民参画を促すため、積極的に行政情報を公開し、課題の共有化を図ります。

また、住民と行政が共通の目的のもとに、それぞれ役割、責任を分担し、地域課題、住民ニーズに取り組む住民協働体制の確立と推進を図ります。

10 具体的な推進施策

(1) 町民参画と協働の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
1	【新規提案】 財政状況の公表	総務課	地方自治体の財政状況が厳しさを増す中、町財政への理解を深めてもらうため、町広報やホームページを通じて、町の予算・決算の状況についてより分かり易く公表する。	—	計画		○	○	○
					実績	—			
2	【新規提案】 新たな発信方法の検討	企画情報課	新ホームページシステム(スマホ対応)により、各部署から情報発信できるようにする。また、住民がより手軽に行政情報入手できる手段(SNS等)について検討する。	—	計画		○	○	○
					実績	—			
3	【新規提案】 各種行政情報の積極的な公表	各課	町広報、ホームページへの掲載を通じて、諸計画や行政情報の提供に努め、行政の透明性の確保を図る。	—	計画		○	○	○
					実績	—			
4	【新規提案】 各種審議会等における委員構成の見直し	各課	各種審議会、委員会において、依然として複数の委員会などの委員を兼ねている職員が多いため、委員改選時において、各分野にわたる新たな人材の発掘と、若年層、女性委員の登用に努める。	—	計画		○	○	○
					実績	—			

(注) 年度目標の○印は、取組みを実施する年度又は検討を開始する年度を表します。

(2) 効率的で質の高い行政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
1	定員管理の適正化	総務課	組織の再編や事務の合理化により適正な定数管理に努める。 合併後から美郷町定員適正化計画を遵守したことにより職員数は大幅に減少（合併時246名）したものの、職員の年齢構成や性別に著しい偏りが見られる。 今後は年齢構成や性別を考慮した計画的な採用により、構成の平準化を図る。	2名増	計画		186名 (H29. 4. 1現在)	187名 (H30. 4. 1現在)	191名 (H31. 4. 1現在)
					実績	職員数189名 (H28. 4. 1現在)			
				△246,985千円	計画		1,144,824千円	1,139,931千円	1,150,688千円
					実績	人件費1,227,476千円 (H27決算額)			
2	臨時職員等の雇用の適正化	総務課	臨時職員の適正な配置を行い、経済動向を考慮し、契約内容の見直しや雇用方針等も含め、効率的な事務執行体制を図るための検討を行う。	—	計画		○	○	○
					実績	—			
3	人事評価制度の構築	総務課	評価のバラつきを最小限にするため、評価内容を検証するとともに、評価者研修の充実を図り、計画的な能力開発や人材育成への活用を進める。	—	計画		○	○	○
					実績	—			
4	特殊勤務手当の見直し	総務課	勤務の特殊性を踏まえ、支給範囲や支給額について検討する。	—	計画		○	○	○
					実績	—			

(2) 効率的で質の高い行政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
5	【新規提案】 職員の能力と資質の向上	総務課	地方分権社会において求められる人材を育成していくためには、職員の多様な能力を開発、向上を図ることが必要であり、積極的な職場内研修を推進するとともに、各種専門研修に参加させる。	78名増	計画		300名	300名	300名
					実績	研修受講者274名 (H27実績延べ人数)			
6	【新規提案】 自主的な政策研究の推進	総務課	地方分権の進展や社会情勢の急激な変化にあたり、よりの確かつ具体的な対応が出来るよう、行政事務の合理化及び効率化の推進並びに先駆的政策や施策について、職員自らが広く調査研究する自主研究グループの活動を推進する。	3組	計画		1組	1組	1組
					実績	0組(H28実績)			
7	【新規提案】 派遣研修の推進	総務課	視野の拡大、職務遂行上必要な知識や情報、技能の習得などを目的に、参考とすべき自治体に職員を派遣する。	3名	計画		1名	1名	1名
					実績	0名(H28実績)			
8	【新規提案】 職員の健康管理対策の充実	総務課	心身の病を防止するため、職員の健康管理の意識啓発や職員研修の実施、健康相談を含めた総合的な対策を図る。	一般行政職の受講率95%	計画		123名	125名	127名
					実績	健康講座受講者86名、一般行政職受講率61% (H28実績)			

(2) 効率的で質の高い行政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
9	【新規提案】 組織の再編・事務の合理化・窓口の利便性向上	総務課	行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて課の組織について新設、統合及び廃止を進める。また、利用者の立場に立った窓口手続きの簡素・効率化や総合窓口の設置等により住民サービスの向上を図ります。	—	計画		○	○	○
					実績	—			
10	中小屋地区観光等施設の指定管理	企画情報課	中小屋天文台とスカイロジ銀河村を一括して指定管理し、施設の有効活用を図る。	—	計画		—	○	○
					実績	2,308千円 (H27決算額)			

(注) 年度目標の○印は、取組みを実施する年度又は検討を開始する年度を表します。

(3) 健全な行財政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
1	新庁舎整備に伴う行財政コストの見直し	総務課	新庁舎整備に伴う総合的なコスト削減（光熱水費、事務機器）のため効率的な事務環境を検討する。	庁舎管理に係る物件費の10%削減(平成27年度決算比較)	計画		10%削減(平成27年度決算比較)	10%削減(平成27年度決算比較)	10%削減(平成27年度決算比較)
					実績	36,917千円(平成27年度決算)			
2	建物共済加入状況の見直し	総務課	建物共済に加入している公有財産について、毎年見直しを行い、加入の必要性について検討する。併せて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正配置により該当財産数の圧縮を図る。	5%削減(平成27年度決算比較)	計画		2%削減(平成27年度決算比較)	2.5%削減(平成27年度決算比較)	5%削減(平成27年度決算比較)
					実績	9,982千円(平成27年度決算)			
3	公有財産の利活用	総務課	公共施設等総合管理計画に基づき、処分や利活用を促進し、公共施設等の適正配置を図る。	※平成29年度に公共施設等総合管理計画(個別計画)を策定し該当公共施設数等を平成30年度に提示する。	計画		○	○	○
					実績	—			
4	借地の見直し	総務課	土地借上げについては、その必要性から検討を行い、必要に応じて購入を進める。	借地料の5%削減(平成27年度決算比較)	計画		2%削減(平成27年度決算比較)	2.5%削減(平成27年度決算比較)	5%削減(平成27年度決算比較)
					実績	1,583千円(平成27年度決算)			

(3) 健全な行財政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
5	補助金制度の総合的な見直し	総務課	補助金等改革基本方針に基づき、各種団体とも活動内容や予算執行状況を精査するなど、現行の補助金制度の総点検を通じて、制度の本来あるべき姿を明確化し、客観性と透明性を兼ね備えた制度を構築する。	補助費等(単独分)の10%削減(平成27年度決算比較)	計画		5%削減 (平成27年度決算比較)	7.5%削減 (平成27年度決算比較)	10%削減 (平成27年度決算比較)
					実績	851,729千円(平成27年度決算)			
6	【新規提案】 公用車の適正管理	総務課	公用車の集中管理により減車に努めていくとともに、更新時においては低公害車、低燃費車の導入や小型化を図る。	△5台	計画		△1台	△2台	△2台
					実績	109台 (消防車両は含まない)			
7	【新規提案】 起債残高の抑制	総務課	公債費負担適正化計画に基づき、特例的なものを除き可能な限り地方債発行の抑制に努めるとともに、交付税措置や適切な借り入れ条件等を十分検討した上で適正な地方債発行を行い、将来の財政負担軽減、財政の健全性の確保を図る。	残高△1,084百万円 平成25～平成31年において起債総額を37.8億円に抑制する。 ※臨時財政対策債、災害復旧事業債等は除く。	計画		4.6億円 (起債限度額) 残高9,306百万円	4.5億円 (起債限度額) 残高8,977百万円	4.5億円 (起債限度額) 残高8,590百万円
					実績	借入額3.9億円 (H27決算額) 残高9,674百万円 (H27末)			

(3) 健全な行財政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
8	【新規提案】 ふるさと納税制度の活用	税務課	町ホームページやふるさと納税サイト及び村人会などの団体を通じて、制度の周知を行うとともに、納税方法や返礼品などを充実させ、納税者数を増やし自主財源の確保に努める。	4,575千円増	計画		3,000千円	3,500千円	4,000千円
					実績	1,975千円 (H27決算額)			
9	【新規提案】 公平・公正・適正課税の徹底	税務課	申告指導及び適正課税及び固定資産の適正評価・課税を行うための職員のスキルアップに取り組む。	研修受講者 32名	計画		研修受講 10名	研修受講 10名	研修受講 12名
					実績	H28研修受講者数10名			
10	第三セクターの経営改善	企画情報課	各施設についての経営改善を検討する。	4,000千円	計画		—	削減額 2,000千円	削減額 2,000千円
					実績	78,477千円 (H28予算額)			
11	第三セクターの合理化	企画情報課	第三セクターについて改善合理化を検討する。	—	計画		○	○	○
					実績	—			

(3) 健全な行財政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
12	【新規提案】 国民健康保険医療費の適正化	町民生活課 健康福祉課	特定健診受診率の向上対策、特定保健指導の実施、ジェネリック医薬品使用の推奨、その他効果的な保健事業を組み合わせる取り組み、国民健康保険の健全な運営を推進する。 特に本町は生活習慣病による疾病が医療費の上位を占めることから受診率のみならず事後フォローとしての特定保健指導率向上についても重点的に取り組む。	特定健診受診率 2.7% アップ 特定保健指導率 30.1% アップ	計画		特定健診受診率 69.0%	特定健診受診率 70.0%	特定健診受診率 71.0%
					実績	特定健診受診率 68.3% (H27年度) 特定保健指導率 59.9% (H27年度)			
13	耳川広域森林組合貸付金	林業振興課	耳川広域森林組合の貸付金について、組合の経営状況等調査分析し関係市町村と調整を図り削減に努める。	10,000千円	計画		90,000千円	90,000千円	80,000千円
					実績	90,000千円 (H27決算額)			
14	町道・林道の管理見直し	建設課	現在、町道の除草作業は業者委託しているが、協働作業を促すため公民館等に管理の一部を委託する。	2,253千円	計画		22,500千円	22,100千円	21,700千円
					実績	22,851千円 (H27決算額)			
15	トンネル照明施設の見直し	建設課	トンネル内照明施設を経済的なLED機器への変更を検討する。	100千円	計画		850千円	800千円	800千円
					実績	850千円 (H27決算額)			

(3) 健全な行財政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
16	光熱水費節減	西郷病院	24時間365日稼働している医療機関として、日常の節電徹底と空調・照明施設をエコ化し、節減を図る。	350千円	計画		9,889千円	9,839千円	9,739千円
					実績	9,939千円 (H27決算額)			
17	医薬材料費管理	西郷病院	貯蔵薬品の管理システムにより適正管理に努めるとともに、薬品・診療材料費の広域的な納入価格比較により節減を図る。	1,700千円	計画		94,533千円	94,233千円	94,033千円
					実績	94,833千円 (H27決算額)			
18	光熱費等の削減	南郷診療所	日常の節電努力と諸経費の削減を図る。	300千円	計画		5,351千円	5,301千円	5,251千円
					実績	5,401千円 (H27決算額)			
19	薬品在庫の適正管理	北郷診療所	薬品・診療材料在庫の適正管理を行う。取扱頻度の高い薬品については、定期的に納入価格が適正であるかどうか確認する。	210千円	計画		12,939千円	12,889千円	12,869千円
					実績	12,969千円 (H27決算額)			
20	閉校施設の有効利用	総務課 教育課	閉校施設の有効利用を検討する。	閉校舎の利用6校	計画		閉校舎の利用5校	閉校舎の利用5校	閉校舎の利用6校
					実績	閉校舎数8校			

(3) 健全な行財政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
21	各種地域単位の補助金の集約化	教育課	公民館を中心とした地域づくりを推進するため、可能で必要な補助金は、公民館単位で交付する制度を検討する。	50千円	計画		—	4,802千円	4,792千円
					実績	4,822千円 (H27決算額)			
22	給食センターの効率化	教育課	点在している給食センター業務を、ある程度集約した運営形態へ移行を検討する。	—	計画		○	○	○
					実績	37,176千円 (H27決算額)			
23	青少年交流事業	教育課	現在実施している青少年日韓親善交流事業(南郷)、青少年派遣研修事業(西郷)、姉妹都市交流事業(北郷)については、統一した内容での実施を検討する。	300千円	計画		○	4,672千円	4,672千円
					実績	4,822千円 (H27決算額)			
24	【新規提案】 町立図書館運営の見直し	教育課	町立図書館の本館制度を検討し、図書購入費の効率的な執行と管理を行う。併せて各館の特長を生かした魅力ある運営を行い、生涯学習施設としての充実と利用促進を図る。	200千円	計画		○	1,700千円	1,700千円
					実績	1,800千円 (H27決算額)			

(3) 健全な行財政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
25	【新規提案】 社会教育関係団体の整理・統合	教育課	子ども会、青年団、婦人連絡協議会、文化協会等の社会教育関係団体等の組織改編や整理・統合を図る	100千円	計画		○	1,386千円	1,386千円
					実績	1,436千円 (H27決算額)			
26	未収金徴収対策（町税）	税務課	町税等収納改善対策委員会及び収納改善対策部会において、徴収対策の強化、差し押さえ等を実施し、負担の公平と財源の確保に努める。	28,600千円	計画		徴収額 9,000千円	徴収額 9,600千円	徴収額 10,000千円
					実績	48,000千円（H28.9 末過年度分未収金）			
27	未収金徴収対策（CATV 使用料）	企画情報課	※年度目標の徴収額は、いずれも根拠となる額に対する徴収額。	135千円	計画		徴収額 135千円	—	—
					実績	135千円 (H28滞納額)			
28	未収金徴収対策 （簡易水道使用料）	町民生活課		254千円	計画		徴収額 89千円	徴収額 60千円	徴収額 105千円
					実績	3,034千円 (H28.9末滞納額)			
29	未収金徴収対策（農業集落 排水施設使用料）	町民生活課		160千円	計画		徴収額 50千円	徴収額 64千円	徴収額 46千円
					実績	1,670千円 (H28.9末滞納額)			
30	未収金徴収対策（介護保険料）	健康福祉課		750千円	計画		徴収額 350千円	徴収額 200千円	徴収額 200千円
					実績	2,087千円 (H28.9末滞納額)			

(3) 健全な行財政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
31	未収金徴収対策（家畜導入貸付金）	農業振興課		1,750千円	計画		徴収額 550千円	徴収額 583千円	徴収額 617千円
					実績	2,930千円 (H28.9末 滞納額)			
32	未収金徴収対策（林業後継者育英資金）	林業振興課		1,110千円	計画		徴収額 253千円	徴収額 508千円	徴収額 349千円
					実績	2,767千円 (H28.9末 滞納額)			
33	未収金徴収対策（住宅使用料）	建設課		2,100千円	計画		徴収額 700千円	徴収額 700千円	徴収額 700千円
					実績	6,751千円 (H28.9末 滞納額)			
34	未収金徴収対策（育英奨学金）	教育課		4,500千円	計画		徴収額 1,500千円	徴収額 1,500千円	徴収額 1,500千円
					実績	26,804千円 (H28.9末 滞納額)			
35	未収金徴収対策（診療費）	西郷病院		1,230千円	計画		徴収額 430千円	徴収額 400千円	徴収額 400千円
					実績	3,830千円 (H28.9末 滞納額)			
36	未収金徴収対策（診療費）	南郷診療所		44千円	計画		徴収額 25千円	徴収額 17千円	徴収額 2千円
					実績	104千円 (H28.9末 滞納額)			

(3) 健全な行財政運営の推進

番号	取組業務名	所管課	取組内容	3年間の効果・累積効果額	項目	根拠となる数値・額	年度目標		
							29	30	31
37	【新規提案】 使用料・手数料等の見直し	各課	使用料・手数料等の受益者負担について、町民サービスの受益に応じ公正に負担を求めるという観点から、経済動向などを考慮しながら新しい料金について検討を行う。	—	計画		○	○	○
					実績	—			

(注) 年度目標の○印は、取組みを実施する年度又は検討を開始する年度を表します。

(資料1)

○美郷町行政改革推進本部設置要綱

平成18年1月1日訓令第14号

改正

平成19年3月30日訓令第6号

平成22年2月22日訓令第5号

平成22年6月18日訓令第15号

美郷町行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、美郷町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、課長、事務長、園長及び支所長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月22日訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月18日訓令第15号）

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

(資料2)

美郷町行政改革推進本部会議名簿

職 名	役 職	氏 名	備 考
本 部 長	町長	尾 畑 英 幸	
副本部長	副町長	岩 倉 朗	
本 部 員	教育長	長 尾 勇	
〃	総務課長	小 野 圭 一	
〃	税務課長	後 藤 充	
〃	企画情報課長	下 田 光	
〃	町民生活課長	田 原 博 文	
〃	健康福祉課長	鎌 田 雄 二 郎	
〃	農業振興課長	前 田 光 孝	
〃	林業振興課長	松 本 博	
〃	建設課長	木 原 浩 一	
〃	地域包括医療局事務長	中 田 広 喜	
〃	南郷・北郷診療所事務長	村 田 義 幸	
〃	議会事務局事務局長	尾 田 靖	
〃	会計課	若 田 徳 子	
〃	教育課	小 田 広 美	
〃	南郷支所長	瓶 田 哲 朗	
〃	北郷支所長	日 高 隆 一	

(資料3)

○美郷町行政改革推進委員会設置条例

平成18年1月1日条例第25号

美郷町行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、美郷町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、美郷町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(資料4)

○美郷町行政改革推進委員会設置条例施行規則

平成18年1月1日規則第27号

美郷町行政改革推進委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美郷町行政改革推進委員会設置条例（平成18年美郷町条例第25号）第7条の規定により、美郷町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 会長の任期は、委員の任期による。

(会議の運営)

第3条 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、必要があるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の招集)

第4条 会長が委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、開会の日時、場所、調査審議事項等をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(緊急答申等)

第5条 委員会は、審議事項のうち、成案を得たものから、逐次、町長に報告することができる。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(資料5)

美郷町行政改革推進委員会委員名簿

職 名	団体名・役職	氏 名	備 考
委員	美郷町区長会 会長	甲斐 和夫	会 長
〃	〃 副会長	織田 勝則	
〃	〃 副会長	黒木 民徳	
〃	美郷町婦人連絡協議会 会長	田中 八重子	
〃	美郷町青年団連絡協議会 会長	柳田 竜佑	
〃	美郷町高齢者クラブ連合会 会長	佐藤 井野吉	

第4次美郷町行政改革大綱
平成29年1月発行

編集・発行 美郷町 総務課
〒883-1101
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地
TEL 0982-66-3601
FAX 0982-66-3137